

# 秋田県食品事業者サポートネットワーク運営規約

本規約は、「秋田県食品事業者サポートネットワーク」（以下「食サポ」という。）の運営を円滑に行うために、必要な事項を定めるものである。

（目的）

**第1条** 食サポは、秋田県内の食品事業者・原材料生産者・包装資材業者・流通業者・デザイナー業者・金融機関等の関連業種間でのネットワークを構築するとともに、専門家を派遣して助言・指導を行うなど各種課題解決のための環境を整備し、販路開拓・拡大を目指す県内食品関連事業者をサポートすることを目的とする。

（サポートメニュー）

**第2条** 食サポは第1条の目的を達成するため、次に掲げるサポートメニューを実施する。

なお、各メニューの実施あたりは必要に応じて規約を整備し実施する。

- （1）専門家の派遣による助言・指導
- （2）専門機関、支援機関、事業者の紹介
- （3）食品関連セミナーの開催
- （4）各種情報提供
- （5）その他

（会員）

**第3条** 食サポの会員は、本ネットワークの趣旨及び目的に賛同し、秋田県内で活動する食品事業者・原材料生産者・包装資材業者・流通業者・デザイナー業者・金融機関の関連業種の他、販路開拓・拡大等の支援を行う組織・団体等とする。

（登録）

**第4条** 食サポに登録するには、本ネットワークが定める登録申込書を事務局に提出しなければならない。

（登録解除）

**第5条** 登録解除しようとする者は、文書若しくはメールをもって申し出ることにより解除できるものとする。なお、事業所の廃止等、本団体が必要と判断した場合には登録を抹消できるものとする。

（事務局）

**第6条** 食サポの事務局を、秋田県秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館5階秋田県中小企業団体中央会内に置く。

（その他）

**第7条** この規約に定めのない事項については、事務局にて協議のうえ決する。

附 則

この規約は、平成26年8月5日から施行する。